

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、迅速、透明かつ健全な経営体制のもと、株主・顧客・取引先・従業員・社会等当社に関わるすべてのステークホルダーの利益を尊重し、良好な関係性を維持することが、当社グループの持続的成長と企業価値最大化の実現に必要なものと認識しております。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が重要な経営課題であると認識しており、適切かつ迅速な意思決定の実行、意思決定に対する監視機能の強化、コンプライアンス体制の確立、内部統制システムの充実・強化及びステークホルダーとの良好な関係の構築など、経営体制や経営組織、経営システムの整備に、継続的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4 株主総会における電子行使
議決権の電子行使を可能とする仕組みは、今後の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権を行使しやすい環境の整備を検討してまいります。

補充原則1-2-5 実質株主による議決権行使
信託銀行等の名義で保有する機関投資家などの実質株主が株主総会に出席して議決権を行使することは、株主名簿上の株主と相違するため認めていませんが、今後、機関投資家のご意見などを踏まえ、実質株主の株主総会への出席方法の検討に努めます。

補充原則3-1-2 英語での情報開示
英文での情報開示は、現在のところ行っておりませんが、株主構成の状況や株主・投資家のご意見を踏まえ、必要に応じて対応してまいります。

補充原則4-1-3 後継者の計画
後継者の計画を重大な課題と考えておりますが、現在は最高経営責任者である代表取締役社長の後継計画を明確に策定しておりません。今後取締役会で協議の上、後継者の選考方法について検討してまいります。

○補充原則4-3-3 代表取締役社長の選解任
最高経営責任者である代表取締役社長の選解任について任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役会において、業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえた上で協議し、適切に決定してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として開示し、以下の当社ホームページに掲載しております。

<https://www.dear-life.co.jp/ir/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ディアネス	13,454,400	33.63
阿部 幸広	774,300	1.94
阿部 晶子	624,000	1.56
松下 祐士	415,400	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	414,900	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	410,000	1.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	374,500	0.94
藤塚 知義	353,200	0.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	339,600	0.85
野村信託銀行株式会社(投信口)	330,700	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
横山美帆	他の会社の出身者													
穴井宏和	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山美帆		独立役員に指定しております。 (略歴) 平成5年4月 (株)カーギルジャパン入社 平成18年12月 Carval Investors Pte.Ltdへ出向 平成28年3月 慶應義塾大学法科大学院卒業 平成29年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 当社取締役(現任) 平成30年6月 (株)インフォネット 社外監査役(現任)	(招聘理由) 米国系商社での不動産投資における豊富な実務経験と法律の専門家としての見識を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制を強化していただくために選任いたしました。 (独立役員選任理由) 当社と横山美帆氏において、取引関係は一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る関係は無いものと判断しております。また横山美帆氏本人においても、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

穴井宏和	独立役員に指定しております。 (略歴) 平成4年4月 和光証券(株) (現みずほ証券(株))入社 平成11年11月 ゴールドマン・サックス(株) 入社 平成20年7月 JPモルガン証券(株)入社	(招聘理由) 国内外の証券会社において企業の財務・経営分析を通じて培われた不動産セクターへの幅広い見識を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制を強化していただくために選任いたしました。 (独立役員選任理由) 当社と穴井宏和氏において、取引関係は一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る関係は無いものと判断しております。また穴井宏和氏本人においても、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、年4回の会計監査人による法定監査及び四半期レビューの結果報告及び説明を受けるとともに、必要に応じ、監査計画、監査実施状況等についてのミーティングを開催するなど、情報の交換、共有化を行い、相互連携による監査を実施しております。

内部監査担当は、年間監査計画や監査活動の報告を監査役に提出し、必要に応じて監査役の監査補助や往査の同行を行うなど、適宜監査役との連携を図ってまいります。また、監査役と内部監査担当は、必要に応じて随時会合を開催し、コンプライアンス、内部統制、リスク管理などに関する意見交換も行ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石田 浩通	他の会社の出身者													
阿部 海輔	公認会計士													
馬場 一徳	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田 浩通		独立役員に指定しております。 (略歴) 昭和49年4月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 平成11年10月 香港支店長兼 東アジア母店長 平成14年3月 豊橋支店長 平成17年6月 中部国際空港 旅客サービス(株)取締役 平成21年7月 中部国際空港 エネルギー供給(株) 常務取締役 平成28年6月 同社非常勤顧問	(招聘理由) 金融機関及び公共インフラ企業における長年の経験と法令・財務・企業経営の統治に関する豊富な知見を有しているため (独立役員指定理由) 石田浩通氏は、当社のメインバンクである三菱UFJ銀行の前身の東海銀行に在籍しておりました。当社、三菱UFJ銀行で資本関係は無いことから、当社と三菱UFJ銀行との取引において意思決定に対し影響を与え得る関係は無いものと判断しております。 また、石田浩通氏は同行及び同社を退社しており、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
阿部 海輔		独立役員に指定しております。 (略歴) 平成13年9月 朝日監査法人(現あずさ監査法人)入社 平成18年5月 公認会計士登録 平成19年2月 阿部海輔公認会計士事務所設立(現任) 平成19年2月 監査法人ハイビスカス代表社員就任(現任) 平成19年12月 当社監査役就任(現任) 平成21年6月 明治通り税理士法人代表社員就任(現任) 平成27年6月 株式会社ユビキタス 社外監査役(現任)	(招聘理由) 公認会計士として活動されており、財務会計や法令等に関して高度で専門的な知見を有しているため (独立役員指定理由) 当社と阿部海輔氏の現経営法人において、取引関係が一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る関係は無いものと判断しております。また、阿部海輔氏本人においても、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
馬場 一徳		独立役員に指定しております。 (略歴) 平成2年4月 住友商事株式会社入社 平成5年9月 住宅・都市整備公団(現独立行政法人都市再生機構)入社 平成13年12月 新創監査法人入社 平成17年1月 新創税理士法人入社 平成18年2月 税理士登録 平成18年9月 共立株式会社入社 平成19年9月 馬場一徳税理士事務所設立(現任) 平成20年5月 当社監査役就任(現任) 平成24年7月 桜丘アカウンタックス 有限責任事業組合 代表組合員(現任)	(招聘理由) 税理士として活動されており、税務や法令等に関して高度で専門的な知見を有しているため (独立役員指定理由) 当社と馬場一徳氏の現経営法人において、取引関係は一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る関係は無いものと判断しております。また馬場一徳氏本人においても、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役2名及び社外監査役3名は、全員独立役員の基準を満たしておりますので、その全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬につきましては、会社業績及び各取締役の担当部門の業績等を評価し、各取締役の報酬額へ反映しております。ストックオプションにつきましては、業績及び企業価値増大による株価の上昇に対する役員のための目的を明確にするために、以下の行使条件による有償ストックオプション(新株予約権)を付与しております。

第4回新株予約権:平成29年9月期および平成30年9月期のいずれかの期の連結経常利益が18億円を超過した場合、50%を行使可能に、25億円を超過した場合、100%を行使可能とする。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬につきましては、会社業績及び各取締役の担当部門の業績等を評価し、各取締役の報酬額へ反映しております。ストックオプションにつきましては、業績及び企業価値増大による株価の上昇に対する役員のための目的を明確にするために、以下の行使条件による有償ストックオプション(新株予約権)を付与しております。

第4回新株予約権:平成29年9月期および平成30年9月期のいずれかの期の連結経常利益が18億円を超過した場合、50%を行使可能に、25億円を超過した場合、100%を行使可能とする。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別の取締役報酬につきましては、1億円以上である者が存在しないため、開示しておりませんが、有価証券報告書、営業報告書(事業報告書)に取締役の年間報酬総額を開示しております。

第14期(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)の役員報酬の内容

取締役

支給人員: 8名
支給額 : 96,817千円

(うち社外取締役)

支給人員: 3名
支給額 : 2,500千円

監査役

支給人員: 3名
支給額 : 6,000千円

(うち社外監査役)

支給人員: 3名
支給額 : 6,000千円

(注)

- 平成30年12月21日における社内取締役は4名、社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。
- 株主総会決議における限度額は以下のとおりであります。
取締役 年額 7億円以内
監査役 年額 1億円以内
(平成17年12月22日制定)
- 譲渡制限付株式報酬の上限は年額1億円および25万株であり、その対象は社外取締役を除いた当社取締役であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は毎年定時株主総会後に開催される取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(社外取締役及び監査役の補佐)

社外取締役及び監査役を補佐する管理ユニットにて、必要な事務連絡・調整を行っております。

(社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達体制の概要)

社外取締役及び監査役に、取締役会の議案や資料を事前に提供しております。

また、社外監査役には常勤監査役が必要な情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社の取締役会は社外取締役2名を含む6名(男性4名・女性2名)で構成されております。毎月1回開催される定時取締役会では、法令及び定款に定められた事項、経営に関する重要な事項の審議及び決定や各事業の進捗状況及び業務執行状況を検討、確認しております。また、重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。

なお、月次決算数値についての報告もなされ、当社経営陣が業績を適宜把握しております。

2. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、常勤社外監査役1名及び非常勤社外監査役2名(男性3名)で監査役会を組織し、定期的に監査役会を開催しております。また、各監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見の陳述を行うとともに、取締役の職務遂行に対し厳正なる監査を行っております。

3. 内部監査

当社には内部監査を行う独立のユニットはありませんが、管理ユニット長1名及び代表取締役社長により任命された管理ユニットに属さない者2名によって構成され、相互に牽制する体制を採用しており、法令及び社内規程の準拠性及び業務遂行の適正性に関する監査などを、適宜実施しております。

4. 会計監査人監査

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約をEY新日本有限責任監査法人と締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題等について随時協議、確認し、適正な会計処理・開示に努めております。

なお、当社と新日本有限責任監査法人及び同法人業務執行社員との間に特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は小規模経営ですので、社内の業務に精通した取締役が、業務執行の責任者として日常業務を統括し、取締役会で経営判断及び業務執行の監督を行うことにより、機動的かつ効率的な経営を行う体制をとっております。

一方、業務の適法性・適正性監査を担う監査役会による取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役は3名全員社外監査役であります。加えて、客観的な意見陳述や公正・中立的立場からの業務執行の監督及び取締役会に対する監視機能を強化するため、社外取締役2名を選任しており、十分な経営の監視体制が確保できているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化をはかり、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の会社決算月は9月であり、定時株主総会は12月下旬に開催しております。
その他	駅から近く、利便性の良い株主総会開催場所を選ぶ等、株主に負担の少ない設定を実施致します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期末、期末決算発表後に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(www.dear-life.co.jp/ir/index.html)にて、PR情報、適時開示情報、有価証券報告書、決算説明資料、招集通知、株主向け事業報告書等の資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理ユニットが担当いたします。	
その他	機関投資家向けに、年間数回訪問によるIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーに対して、開示すべき全ての情報についてタイムリーディスクロズを実施することとしております。
その他	<p>当社は、女性の活躍を推進するため、男女の隔たりなく人材育成や適材適所配置を実践し、現在では総務、不動産仕入・人材派遣などの営業系職種、広報など幅広い分野において、多くの女性が主導的立場を担い活躍しています。</p> <p>また、出産、子育て、介護などライフステージの節目においても社員が活躍できるよう、「短時間勤務」「フレックスタイム」など多様な働き方の選択が可能な制度を設けております。</p> <p>なお、当社の取締役会は4名の社内取締役と2名の社外取締役で構成されておりますが、そのうち社内取締役の1名と社外取締役の1名は女性であります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 毎月1回開催される定時取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに各取締役は職務の執行状況について報告する。
 - (2) 監査役は各取締役の職務執行状況の監査を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを監督する。
 - (3) 当社は、他の業務執行部署から独立した代表取締役社長直轄の内部監査担当による当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)全体の内部監査を実施する。内部監査を通じて各部署の内部管理体制の適切性・有効性を検証及び評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。
 - (4) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会等の重要な会議の議事録や稟議書などの重要書類や、財務・リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役及び監査役が常時これらの媒体を閲覧可能な状態を維持する。
- 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループの業務遂行に係るリスクに関して、当社グループ各社においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行った上で、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - (2) 当社グループの経営に重大な影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、管理ユニット長は速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し対策を講じる。
 - (3) 監査役および内部監査担当は、当社グループ各社のリスク管理の実効性について調査する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定める。
 - (2) 取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行にフィードバックする。
 - (3) 当社の取締役会において、当社グループは業務の進捗報告と重要事項の報告を行い、当社グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。
- 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - (2) 当社は、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、月1回開催する取締役会に、子会社代表取締役の出席を求める。
 - (3) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役が補助使用人を求めた場合は、従業員の人数、人選等について監査役と取締役が協議の上決定する。
 - (2) 補助使用人は、監査役の指揮・命令に服する。人事異動および処遇については、監査役と取締役が協議の上決定する。
- 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。
- 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。
 - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループについて法令に違反する事実や会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとする。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - (4) 内部監査担当は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。
- 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
- 監査役を補助する費用等の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用を当社に請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- その他監査役を補助する費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役は、定期的に取り締め及びミーティングを持ち業務の状況のヒアリングを行うものとする。また、内部監査担当や会計監査人とも情報交換を行い、連携のもと監査を有効に行っていくものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況及び具体的な取り組みについては、当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、及び各関連規程の充実と周知徹底を図っております。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士等との連携を図っております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は以下の通りです。

(1) 新規取引先に対するチェックの方法

新規取引を行う際は、新規取引先に対し、事前に新聞記事データベース等によるチェックを行います。加えて、取引時には反社会的勢力排除に関する確認条項を記載した取引契約書を締結しており、これらのプロセスが行われていない場合は、取引が開始できないこととしております。

(2) 株主に対するチェックの方法

毎年9月末時点の株主について、当社の株主名簿管理人に依頼し、反社会的勢力に該当する株主の有無についての情報提供を受け、当社株主に対するチェックを行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当なし

